

介護医療院への転換について

介護医療院への転換について

1. 施設概要

事業所名	鳥取県済生会介護療養型老人保健施設サテライトはまかぜ
所在地	境港市米川町44番地
事業主体	社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会
事業所種別	小規模介護療養型老人保健施設
指定期間	平成26年7月1日～令和2年6月30日
定員	29人

2. 介護医療院とは

介護医療院は、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設として、平成30年度に新たに創設された。

介護医療院には、介護療養病床（療養機能強化型）相当のサービス（Ⅰ型）と、老人保健施設相当以上のサービス（Ⅱ型）があり、サテライトはまかぜが転換するのは、Ⅰ型である。

3. 人員基準（報酬上の基準）

	介護医療院（Ⅰ型）	介護老人保健施設 【介護療養型】
医師	48：1（施設で3以上）	100：1（施設で1以上）
薬剤師	150：1	300：1
看護職員	6：1	6：1
介護職員	5：1	6：1～4：1
支援相談員		100：1（1名以上）
リハビリ専門職	PT/OT/ST：適当数	PT/OT/ST：100：1
栄養士	定員100以上で1以上	定員100以上で1以上
介護支援専門員	100：1（1名以上）	100：1（1名以上）

4. I型介護医療院の報酬

【算定要件】

- ・入所者等のうち、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者（認知症であって、悪性腫瘍と診断された者、パーキンソン病関連疾患等と診断された者、認知症の日常生活自立度Ⅲb以上）の占める割合が50%以上。
 - ・入所者等のうち、喀痰吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合が50%（注1）以上。
 - ・入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が10%（注2）以上。
 - ① 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
 - ② 入所者等又はその家族等の同意を得て、入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
 - ③ 医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
 - ・生活機能を維持改善するリハビリテーションを行っていること。
 - ・地域に貢献する活動を行っていること。
- （注1） I型介護医療院(Ⅱ)(Ⅲ)では、30%
- （注2） I型介護医療院(Ⅱ)(Ⅲ)では、5%

■ I型介護医療院の報酬（1日につき）

	介護医療院			介護老人保健施設
	サービス費（Ⅰ）	サービス費（Ⅱ）	サービス費（Ⅲ）	サービス費（Ⅲ）
	（強化型A相当）	（強化型B相当）	（強化型B相当）	（療養型老健）
	看護6：1 介護4：1	看護6：1 介護4：1	看護6：1 介護5：1	看護6：1 介護4：1
要介護1	803単位	791単位	775単位	800単位
要介護2	911単位	898単位	882単位	876単位
要介護3	1144単位	1127単位	1111単位	969単位
要介護4	1243単位	1224単位	1208単位	1043単位
要介護5	1332単位	1312単位	1296単位	1118単位